

## 西宮市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立認可に関する審査及び法人に対する行政処分に関する審議を行うため、西宮市社会福祉法人設立認可等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審査・審議事項)

第2条 委員会が審査・審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第32条の規定による法人の設立認可に関する事項
- (2) 法第56条の規定による法人に対する行政処分に関する事項
- (3) その他法人の適正な運営を確保するために市長が特に必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、西宮市附属機関条例（平成25年7月10日西宮市条例第3号）第2条の規定により委嘱された委員をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

### (運営)

第4条 委員長は、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (意見の聴取等)

第5条 委員長は必要があると認めるときは、法人の理事長（予定者を含む）、施設長（予定者を含む）その他議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (会議の公開)

第6条 委員会は、西宮市情報公開条例（昭和62年3月25日西宮市条例第22号）第6条第5号に該当すると認められる事項を審議するため、非公開とする。

### (庶務等)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局 福祉総括室 法人指導課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成22年4月8日から施行する。

- 附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。